

下野市学校運営協議会
運営マニュアル



下野市教育委員会
平成30年3月

はじめに

近年、少子化に伴う児童生徒数の減少や、急激なグローバル化や情報化の進行など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、学校が抱える課題も複雑化・困難化の状況が見られます。また、こうした時代の変化に応じて、保護者や地域住民等から、学校教育に対する多様かつ高度な要請や、開かれた学校運営を求める声が多く寄せられるようになりました。平成 16 年には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、公立学校の管理運営の改善を図るため、教育委員会が、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置できる制度が創設されました。さらに、平成 29 年 4 月からは、同法の一部が改正され、全ての公立学校が『コミュニティスクール』（学校運営協議会制度を導入している学校）になることを目指して、「教育委員会は、その所管に属する学校ごとに学校運営協議会を置くように努めなければならない」とされました。

こうした背景のもと、下野市では、平成 18 年 1 月「下野市小中学校学校評議員設置要綱」を定め、12 の小学校と 4 の中学校が、学校毎に学校評議員制度を進めてきました。さらに平成 20 年度より平成 27 年度までを「小中連携教育推進期」とし、平成 28 年度より「小中連携一貫教育期」として、小中一貫教育による 9 年間の系統的な教育を目指して、各中学校区での実践を積み重ねてきました。その実践の中で、「義務教育 9 年間で子どもを育てる」視点として、地域の教育力を結集した学校支援のあり方や、地域人材（学校支援ボランティア等）による学校支援の方法などが議論され、地域の教育力の学校運営への参画を図る「学校運営協議会」制度導入の研究も進めてきました。

下野市では、全小中学校が学校運営協議会を導入することで、全ての学校が「地域に信頼され、地域とともにある学校」を目指します。そして、子どもたちが笑顔にあふれ、地域を知り、地域にふれ・学び、地域を語れるように、学校と保護者、地域が一体となった教育を推進していきます。

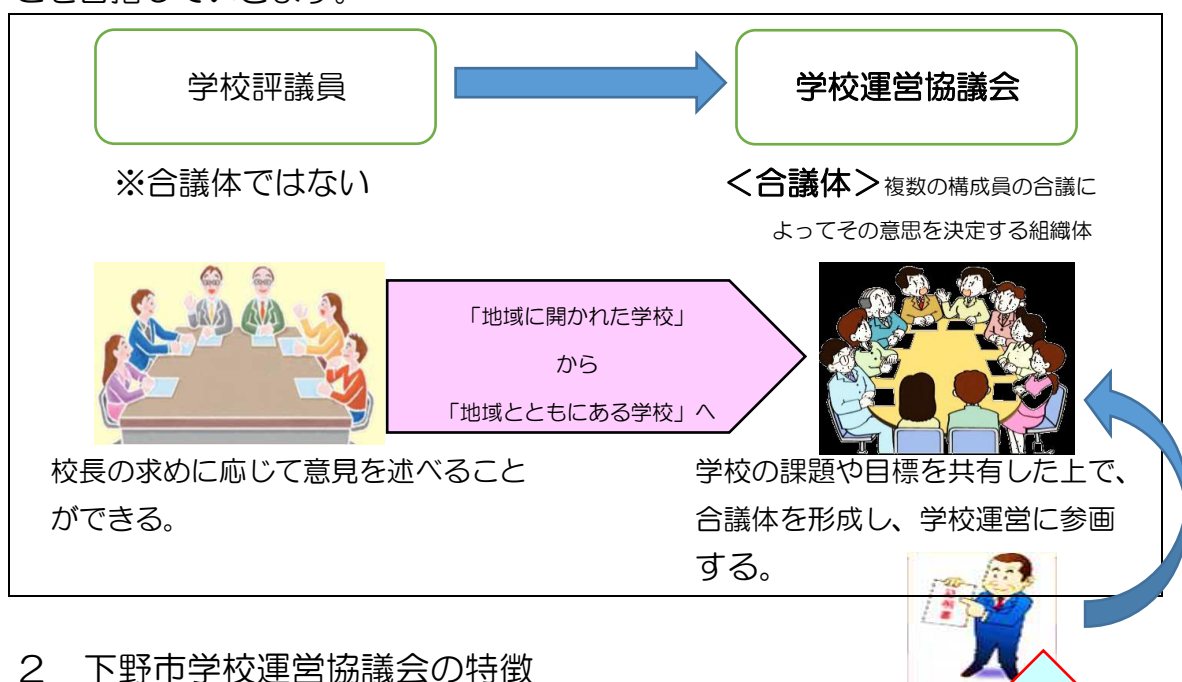
平成 30 年 3 月
下野市教育委員会

はじめに	1
目次	2
I 下野市学校運営協議会設置の基本的な考え方	3
1 下野市学校運営協議会の趣旨	
2 下野市学校運営協議会の特徴	
II 下野市学校運営協議会運営の具体的な留意点	4
1 年間計画（例）	
2 協議会委員の推薦及び任命	5
3 会長及び副会長の選出	6
4 基本方針の承認	7
5 学校運営等に関する意見の申し出	8
6 学校運営等に関する評価	9
7 情報の公開	
8 その他	10
III 参考資料	11
○関連提出書類様式	12
○下野市学校運営協議会規則	14
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の6）	18

I 下野市学校運営協議会設置の基本的な考え方

1 下野市学校運営協議会の趣旨

下野市における学校運営協議会の導入については、これまでの学校・家庭・地域の連携・協働を図ってきた学校評議員制度を基盤に、各学校の特色ある教育活動をより一層推進するため、これからは「地域に開かれた学校」から一歩踏み出し、「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを、地域(保護者・地域住民等)と学校が共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指していきます。



2 下野市学校運営協議会の特徴

下野市教育委員会は、地域と学校を結ぶ「地域学校協働活動推進員」を委嘱します。

より学校と地域社会をつなぐコーディネーターの役割として、地域人材の育成、ふるさと学習、防災訓練、登下校の見守り活動などの協働活動や、放課後、土日の学習・スポーツ活動の支援活動、さらに自然体験活動や職場体験活動、ボランティア活動等の体験活動などをコーディネートし、社会教育の場面からも地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働する協力体制を構築します。

地域学校協働活動推進員

Ⅱ 下野市学校運営協議会運営の具体的な留意点

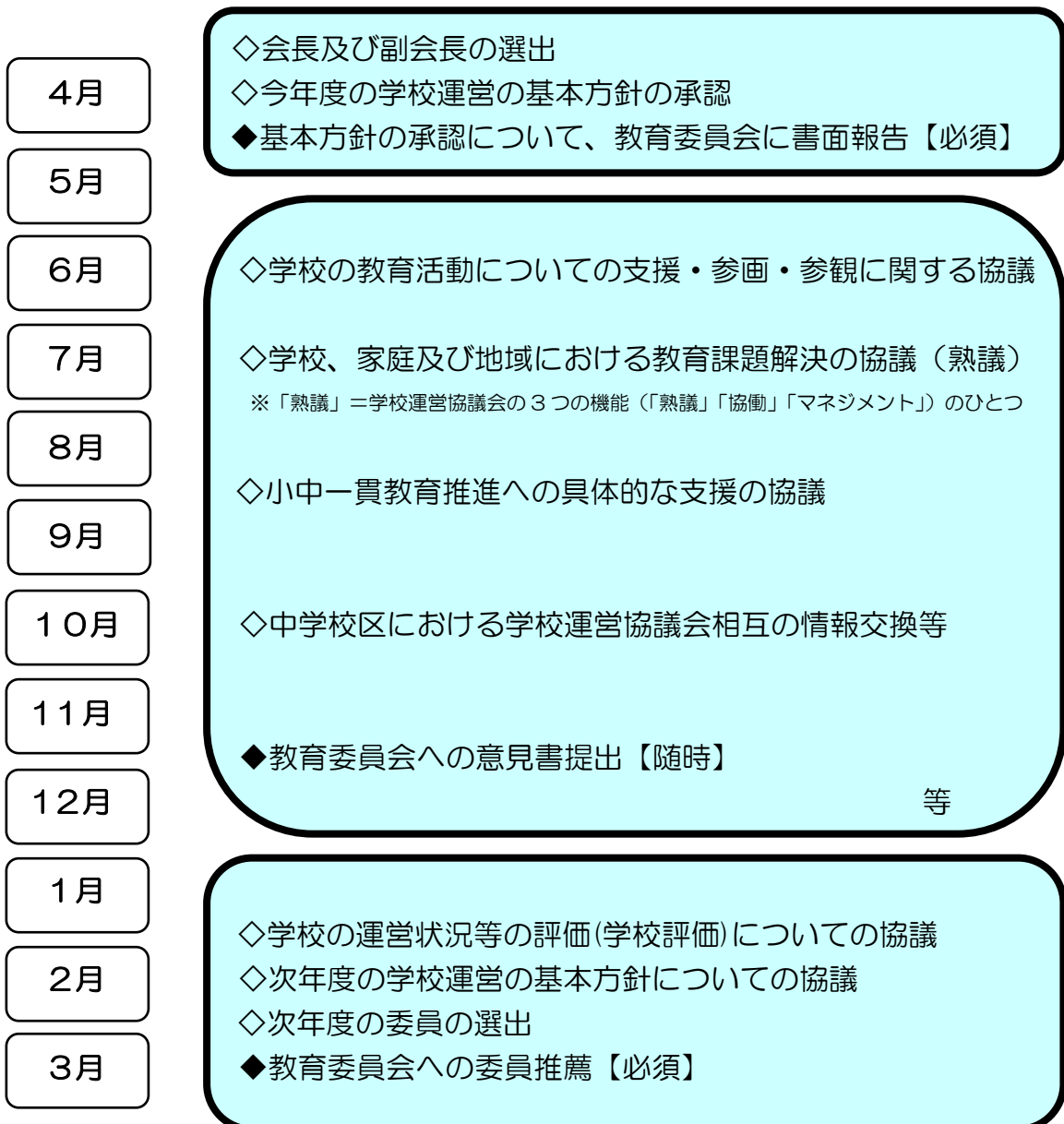
下野市内全小中学校での学校運営協議会の導入に向け、年間の活動の流れや委員の選出、基本方針の承認や意見をもとに、どのように学校運営や教育活動を展開していくべきか等の具体的な留意点を示します。

1 年間計画（例）

◇学校運営協議会

◆学校運営協議会事務局

（学校内に置く：教頭、教務主任等）



2 協議会委員の推薦及び任命

(1) 委員の定数及び選出区分

協議会の委員は 10 名以内とし、次の号に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 設置学校の児童又は生徒の保護者
- (2) 設置学校の地域住民
- (3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 設置学校の校長
- (5) 設置学校の教職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(下野市学校運営協議会規則 第8条より)

委員の定数については、「下野市小中学校評議員設置要綱 第2条」の規定にある「3人以上5人以下の範囲」をもとにして、校長や教職員等を加え、また『2以上の学校について一の協議会を設置することができる。(下野市学校運営協議会規則 第3条)』を勘案し、10名以内としました。

前述の下野市学校運営協議会の趣旨に照らし、学校運営協議会の委員構成には、児童又は生徒の保護者と地域住民の代表者が不可欠です。委員には学校の教育活動に対する日頃からの関心が大切になります。また、共に活動できる協調性や行動力も必要となります。例えば、次のような人がふさわしいと考えます。

- これまで学校の教育活動に積極的に参加した人
 - 子どもとの関わりに熱心で行動的な人
 - 協調性があり、話し合ったことをもとに建設的な考えがもてる人
 - 社会貢献活動や地域のイベントに進んで参加している人 等
- そのため充て職による委員の選出は望ましくないと考えます。

これまで学校評議員を務めた方を選出することも考えられます。また、地域学校協働活動推進員に相談することで、学校や地域に必要な人材が選出できます。

(2) 委員の任期

委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(下野市学校運営協議会規則 第10条より)

学校と地域がともにつくる学校運営協議会では、積極的な参画、活発な議論等が大切になります。複数年の任期にした場合、委員の不応適や組織の停滞化等による実働性の低下が心配されます。そこで任期は1年としました。一方で、保護者や地域住民の代表として積極的に活動している委員には、継続していただきたいと考え、再任を妨げないことも明文化しました。

3 会長及び副会長の選出

協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

(下野市学校運営協議会規則 第12条より)

会長は、協議会での各委員の意見をまとめるとともに、その内容を対外的に発信しなくてはなりません。そこでふさわしい人材としては、

○学校・家庭・地域のそれぞれの立場について理解ができ、連携を進めることができる人

○話し合いをまとめる等、コーディネートができる人
などが考えられます。

また、委員の互選により選出する規定はありますが、「地域とともにある学校」という趣旨や、「校長が作成する学校運営の基本方針への承認」という機能から、校長や教職員以外の委員から会長を選出することが望ましいと考えます。

会長の職務は、協議会の開催について委員を招集すること、協議を進行し意見をまとめること、教育委員会への意見具申や対外的に当該校の学校運営協議会として意見を述べることなどがあります。副会長はこれらの職務の補佐及び代理を行います。

4 基本方針の承認

設置学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校と保護者、地域住民等との連携による教育の充実に関すること。
- (4) その他設置学校の校長が必要と認める事項に関すること。

(下野市学校運営協議会規則 第4条より)

学校運営協議会が進める保護者・地域住民の学校運営への参画について、その要となるのがこの権限・機能です。国のきまりである「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第47条の6)」に、学校運営協議会が必ず行うこと(必須)として定められています。つまりこの「基本方針への承認」が行われなければ、学校運営協議会として認められません。具体的には、会長が進行する協議の中で、校長の説明を受けて決議し、承認する形となります。この承認については、後日教育委員会へ各学校から報告することとなります。

※報告書の様式は、「様式1」を参照

では、協議会と校長の意見が異なり、校長が策定した基本方針について承認を得られない場合はどうすればいいのでしょうか。そうした場合は、議論を尽くして、成案を得るように努めなければなりません。基本方針の内容についての改善等を図り、再協議を行ってください。なお、承認が得られない期間中においても、学校における教育活動は校長の指示のもと円滑に進めなければなりません。そうした状況が継続する場合には、教育委員会事務局担当までご相談ください。

また、学校運営の基本方針への承認は、1年間の教育活動の円滑化を図る上で、また校長の定期異動等の可能性から、年度初めに行うことが適当と考えます。

5 学校運営等に関する意見の申し出

協議会は、設置学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

(下野市学校運営協議会規則 第5条より)

学校運営協議会が、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、基本的な方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、広く保護者や地域住民等の意見を反映させるべきと考えます。

意見の内容としては、学校に対しては、教育課程やその実施状況等の具体的な教育活動についてなどが考えられます。また教育委員会に対しては、学校管理規則の見直しや学校の裁量拡大等の市教育行政全般に関わる制度や仕組みについてなどが考えられます。

なお、学校単位での解決が難しいと判断される事案が生じた場合は、教育委員会へ書面にて意見の申し出を行います。

(※提出書は「様式2」参照)

申し出に対し、教育委員会内において対応を協議し、口頭もしくは書面にて、教育委員会担当より、校長に回答を行うとともに解決するよう努めます。

本市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第47条の6)」の規定に示してある、学校運営協議会の権限・機能のうち「教職員の任用に関すること」を当面、規則に加えないことにしました。全国的な実態として、この権限・機能に対し、「人事を混乱させる」「教職員への個人的な批判につながる」等のマイナス要素を危惧する傾向が見られます。そうした面から、不安要素を回避し、スムーズに市内全小中学校が学校運営協議会設置に向かえるよう考えました。ただし今後の課題として、情報収集や検討を重ねて参ります。

6 学校運営等に関する評価

協議会は、毎年度1回以上、設置学校の運営状況等についての評価を行うものとする。

(下野市学校運営協議会規則 第6条より)

これまで各学校が行ってきた評価機能を受け継ぐものとし、評価の具体的な方法については、今までと同様と考えます。

ただし、学校運営協議会は、チェック機能としての評価だけでなく、学校運営におけるPDCAサイクルの全てに対して当事者意識をもって評価することが望まれます。

7 情報の公開

協議会の会議は、公開するものとする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(下野市学校運営協議会規則 第14条より)

本市における学校運営協議会での協議内容については、原則公開と考えています。

「地域に信頼され、地域とともにある学校」を目指す上で、保護者や地域住民が同じビジョンをもって進めていくことはとても大切です。会議の傍聴や協議内容の公開は、その考え方に従って行っていくことになります。

なお、会議の開催通知や協議内容等の情報については、各学校の「学校だより」やホームページに掲載することも有効かと考えます。情報の公開に際し、個人情報の流出やプライバシーの侵害、また人権上の問題等には十分配慮してください。また議事録については、委員個々の発言についての記載は必要ありません。協議において決定したことをまとめ、情報として公開してください。

8 その他

○「ファミリエ下野市民運動」

「下野市子ども未来プロジェクト」と学校運営協議会

下野市では、「当たり前のことを、当たり前に行おう！！」をスローガンとした「ファミリエ下野市民運動」を展開しています。下野市民総ぐるみで、未来を担う子どもたちの健全な成長を図っていくために、学校、家庭、地域が一体となった運動を推進しています。大人一人一人が子どもに積極的に関わることで、家庭教育力の向上、地域の子どもの地域で育てるという市民意識の定着、子どもの成長を見守る社会の実現等を目指しています。

また、小・中学生が主体的に、自分たちの学校をよりよくするために、「輝く未来・あふれる笑顔」をスローガンとした「下野市子ども未来プロジェクト」も展開しています。

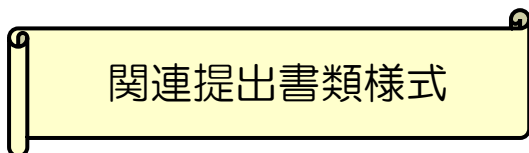
学校運営協議会は、学校、家庭、地域をつなぐ役割を担っています。子どもたちの学びを充実させるために、社会総掛かりで子どもたちを育む体制を構築することが期待されます。

○「小中一貫教育」と学校運営協議会

下野市では、現在「小中一貫教育」を進めています。9年間の「学び」や「育ち」をつなぐ特色のある教育活動を基本方針として、各中学校区の小中学校間で、目指す子ども像や小中一貫教育の重点目標を設定して進めていきます。なかでも「目指す子ども像」を定めるには、保護者や地域の思いや願いを反映させなければなりません。

学校運営協議会は、ここでも学校と保護者、地域住民をつなぐ役割を担います。また、各中学校区においては、小中の各学校運営協議会相互の情報交換を密にし、今まで以上に「地域とともにある学校」を目指して、連携を図っていくこととなります。

Ⅲ 参考資料



<様式1>

「校長の作成する基本方針への承認」に関する報告書

<様式2>

「教育委員会への意見の申し出」に関する意見提出書

○「校長の作成する基本方針への承認」に関する報告書

学校運営協議会における
「平成〇〇年度学校運営の基本方針」
承認に関わる報告書

下野市立〇〇〇〇学校

平成〇〇年〇月〇日に開催された学校運営協議会において、校長より
発議した「平成〇〇年度学校運営の基本方針」が、委員の総意として承認
されました。

よって下記の資料を添え、下野市教育委員会へ報告します。

記

- 1 平成〇〇年度学校運営の基本方針
- 2 学校運営協議会 議事録

以上

平成 年 月 日

下野市立〇〇〇〇学校

学校長 ○○ ○○

印

※1 添付資料「1 平成〇〇年度学校運営の基本方針」については、学校
運営協議会において校長による説明で使用したものでかまいません。

※2 添付資料「2 学校運営協議会 議事録」は、承認が行われたことが
分かるものを御提出ください。

<様式2>

○「教育委員会への意見の申し出」

教育委員会への意見提出書	
提出日	平成 年 月 日 ()
協議会名	〇〇〇学校 学校運営協議会
<意見内容>	
希望回答形式	<input type="checkbox"/> 頭 <input type="checkbox"/> 文書
上記内容の意見を下野市教育委員会へ申し出ます。	
下野市立〇〇〇学校 学校運営協議会	
会長 〇〇 〇〇 印	

下野市学校運営協議会規則

下野市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の6の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営に関して下野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を設置することができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「設置学校」という。)を明示し、当該設置学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、各学校の保護者、地域住民及び校長の意見を反映するよう努めるものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 設置学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校と保護者、地域住民等との連携による教育の充実に関すること。
- (4) その他設置学校の校長が必要と認める事項に関すること。

2 設置学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、設置学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、設置学校の運営状況等についての評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、設置学校の運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目標を達成するため、設置学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 設置学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、設置学校の所在する地域住民、設置学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者等の理解を深めること。

(2) 設置学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は10名以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。

(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者

(2) 設置学校の地域住民

(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者

(4) 設置学校の校長

(5) 設置学校の教職員

(6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

2 教育委員会は、設置学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為

(2) 協議会又は設置学校の運営に著しく支障を及ぼす行為

(3) その他委員としてふさわしくない行為

(任期)

第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 第8条第3項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年下野市条例第44号）の規定による。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長は、会議を招集し、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、その限りではない。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって設

置学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じなければならない。

- 2 教育委員会及び設置学校の校長は、協議会が適正な合意形成を行うことができるような適切な情報の提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、委員から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員を解任することができる。

- (1) 第9条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

- 2 設置学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、設置学校において処理する。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 協議会の最初の会議は、第13条第1項の規定にかかわらず、設置学校の校長が招集する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第47条の6)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） 第四十七条の六

- 1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規定で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。